パスポート よくあるご質問（Ｑ＆Ａ）

（令和８年 11 月 12 日現在）

富山県旅券センター
TEL 076-445-4581
高岡旅券センター
TEL 0766-27-1855

❶ パスポートを申請したいのですが、どこに行けばよいですか。

❷ マイナポータルでオンライン申請した場合の受取りまでの手続の流れはどうなっていますか。

❸ パスポートの申請に必要な書類は何ですか。

❹ 富山県外に住民登録をしていますが、富山県で申請できますか。

❺ パスポートを更新するにはどうすればいいですか。

❻ 旅券センターの申請受付時間とパスポート取得までの日数はどのくらいかかりますか。

❼ 代理人が申請書を提出してもよいですか。

❽ 家族で申請する場合は、戸籍謄本は人数分が必要ですか。

❾ 未成年者が申請する場合の注意点は何ですか。

❿ 所持人自署欄に自分でサインができない場合、代筆してもよいですか。

⓫ パスポートは代理人でも受け取れますか。

⓬ パスポートをなくしたり、損傷した場合はどうすればいいですか。

⓭ パスポートの取得後に、氏名、本籍、住所が変わった場合に、手続は必要ですか。

⓮ パスポートのビザを貼るページが少なくなった場合は、どうすればいいですか。

⓯ 旅券名義人が死亡したのですが、パスポートはどうすればいいですか。

❶ パスポートを申請したいのですが、どこに行けばよいですか。

1　申請前の確認事項

申請の前に次のことをご確認ください。

① 日本国籍をお持ちですか？（日本国籍がない方は申請することができません。）

② 富山県内で住民登録をしていますか？（他の都道府県で住民登録されている場合は、❹も参照してください。）

③ 申請者はおいくつですか？（申請者が未成年〔18 歳未満〕の方は、❾も参照してください。）

④ パスポートの申請は初めてですか？（今までに旧姓も含めパスポートの発給を受けた方で、最後に発給を受けたパスポートの有効期間内に申請する場合は、❺も参照してください。有効期間が残っているパスポートを紛失した場合は、⓬も参照してください。）

2　旅券センターの所在地・受付時間等

富山県旅券センターの所在地・受付時間等は、以下のとおりです。

<table>
<tr><td colspan="2">名　称</td><td>富山県旅券センター（富山本所）

※ 以下「富山本所」と表記します。</td><td>富山県旅券センター高岡支所
（高岡旅券センター）
※ 以下「高岡支所」と表記します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">所在地</td><td>〒930-0003
富山市桜町１丁目１番 61 号
マリエとやま７階
TEL（076)445-4581</td><td>〒933-0029
高岡市御旅屋町 101 番地
御旅屋セリオ７階
TEL（0766)27-1855</td></tr>
<tr><td rowspan="4">受付時間等</td><td>申請</td><td>月曜日～金曜日　9時～16時30分</td><td>月曜日～金曜日　10時～16時30分</td></tr>
<tr><td colspan="3">【注】土、日、祝休日、年末年始は申請できません。</td></tr>
<tr><td>受け取り
(交付)</td><td>月・水・金曜日　9時～16時30分
火・木曜日　9時～19時
日曜日　9時～16時30分</td><td>月・火・水・木・金・日曜日
10時～17時30分</td></tr>
<tr><td colspan="3">【注】土、祝休日、年末年始は受け取りできません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">閉庁日</td><td colspan="2">土曜日、祝休日、年末年始（12月29日～１月３日）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">【窓口申請】
申請から受取りまでの日数</td><td>申請日を含めて９日目から受取りができます。</td><td>申請日を含めて 11 日目から受取りができます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※ 日数は、土、日、祝休日、年末年始を除いて数えます。
※ パスポートの交付可能日が予定日より早まる場合があります。実際にパスポートを受け取れる日は、「パスポート受取可能日検索システム（パスけん）」でご確認ください。交付予定日より早く受取り可能となっている場合は、表示された日からお受け取りいただけます。
※ ❻も参照してください。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">旅券センターが入居するビ</td><td>マリエとやま本館営業開始前の午前 10 時までにお越しの方</td><td>御旅屋セリオ休業日（不定期水曜日）にお越しの方</td></tr>
</table>

ルが閉館している時間帯の来所方法	・公共交通機関などをご利用の方は、本館１階の出入口（路面電車の乗り場近くの側）から店内に入り、エレベーターで　７階フロアにお越しください。 ・自家用車の方は、マリエとやま駐車場の７階又は８階に駐車してから、連絡通路でマリエとやま本館６階に入り、エスカレーター又はエレベーターで７階フロアにお越しください。	・御旅屋セリオの休業日であっても、通常どおりパスポートの申請・受け取りができます。 ・御旅屋セリオ休業日にお越しの方は、裏側の入口（片原町側）　又は 正面玄関左側自動扉から店内に入り、エレベーターで７階フロアにお越しください。
駐車場	● マリエとやま・マルート・とやマルシェの駐車場をご利用ください。 ※ 旅券センター内で１時間無料にする手続を行いますので、駐車券をご持参の上、来所してください。	● 駐車場の無料サービスは行っていません。 ※ 徒歩２分の高岡市営御旅屋駐車場（高岡市御旅屋町 1222-1）をご利用ください。〔手続き不要で、２時間まで無料です。〕
手数料の納付（窓口申請の場合）	●パスポートの受取り時に、収入印紙と富山県手数料のレシートを貼付します。（⓫の３(3)参照） ※ 収入印紙は、旅券センター前の自動販売機でご購入ください。 ㊟自動販売機は現金しか取り扱っていません。（クレジットカードや電子マネー等はご利用になれません。）	●パスポートの受取り時に、収入印紙と富山県手数料のレシートを貼付します。（⓫の３(3)参照） ※ 収入印紙を購入できる自動販売機が旅券センター高岡支所の左横に設置されています。 ㊟自動販売機は現金しか取り扱っていません。（クレジットカードや電子マネー等はご利用になれません。）
	※ 富山県手数料は、旅券センター窓口でお支払いください。	※ 富山県手数料は、オタヤ開発㈱（セリオ５階）でお支払いください。
	※ 富山県手数料の納付額を事前に把握されている場合は、県ホームページから納付用バーコード付きの申請書をダウンロードし、警察署等の富山県手数料収納窓口で納付することもできます。納付額がわからない場合は、事前に納付せず、パスポートの受取り時に旅券センター窓口でご確認ください。	

※ パスポートは、マイナポータルを利用してオンライン申請することもできます。オンライン申請では、原則として申請時に窓口へ行く必要はありませんが、受取りには必ず申請者本人がお越しください。詳しくは❷を参照してください。

❷ マイナポータルでオンライン申請した場合の受取りまでの手続の流れはどうなっていますか。

1　オンライン申請の対象手続

「Ⅰ切替申請」「Ⅱ新規申請」「Ⅲ記載事項変更」「Ⅳ紛失等の届出」〔各手続の具体的な内容は「4(2)申請する手続を選択」を参照してください。〕

オンライン申請は、メンテナンスの時間を除き、基本的にいつでも行うことができますが、申請内容に不備等があった場合は、補正手続に時間を要することがありますので、受取りを急がれる方は、窓口での申請もご検討ください。

2　オンライン申請の対象者

富山県内に住民登録があり、有効な署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方

※ 富山県外に住民登録がある方でも、通勤・通学のため富山県内に居住している方は、オンライン申請（居所申請）ができる場合があります。申請には、社員証又は学生証と、居所を証明する書類が必要です。

※ パスポートが損傷している場合など、オンライン申請ができないことがあります。

3　オンライン申請に必要なもの

(1) **マイナンバーカード**　※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁）と、署名用電子証明書用の暗証番号(半角6文字から16文字の英数字)もご用意ください。

(2) **マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）に対応したスマートフォン**

パソコンからでもオンライン申請はできますが、申請プロセスの中でマイナンバーカードやパスポートの読み取りを行う際に、マイナアプリに対応したスマートフォンが必要になります。

(3) **パスポート**

・有効期間満了日以前の**有効なパスポートをお持ちの方は、必ずご用意ください。**

・パスポートの有効期限が切れている方は、発行年月日が最新のものをご用意ください（廃棄等によりお手元になくても申請できます。）

※　有効期間はパスポートの顔写真の頁の「有効期間満了日/Date of expiry」の下に表示されている日付で確認できます。

(例) 12 JUN 2027　と表示されていれば、2027年6月12日まで有効なパスポートです（日、月、年の順で表示)。

4　オンライン申請の手順

(1) マイナポータルで「パスポート（旅券）申請」を選択

マイナポータルの「さがす」で「パスポート」を検索し、「パスポート（旅券）申請」を選択してください。

(2) 申請する手続を選択

「質問に答えて申請」又は「申請する手続を直接選ぶ」から、該当する手続を選択してください。

	手続	対象となる方
Ⅰ	パスポートを更新する（切替申請）	有効なパスポートの記載事項（本籍の都道府県名、戸籍上の氏名〔フリガナを含む。〕・性別）に変更がなく、次のいずれかに該当する方 ・残りの有効期間が１年未満の方 ・査証欄の余白が見開き３頁以下になった方 ※ 査証欄の余白が見開き３頁以下になった 18 歳以上の方は、現在のパスポートと有効期間満了日が同じ「残存有効期間同一旅券」を申請することもできます。

Ⅱ	パスポートを取得する （新規申請）	・初めてパスポートを申請する方 ・パスポートの有効期限が既に切れている方
Ⅲ	氏名や本籍を変更する （記載事項変更）	有効なパスポートをお持ちで、次のいずれかに該当する方 ・本籍の都道府県名、戸籍上の氏名（フリガナを含む。）又は性別に**変更があった方** ・国際結婚等により、外国の氏名等を別名として併記又は削除する方
Ⅳ	パスポートをなくした （紛失等の届出）	有効なパスポートを紛失・焼失した方、又は盗難にあった方 ※ 紛失等の届出と同時に、新しいパスポートの申請もできます。

(3) マイナンバーカードの読み取り

(4) パスポートの読み取り（有効なパスポートをお持ちの方のみ）

(5) **パスポートの受取り窓口**（富山本所又は高岡支所）の選択
※ 選択した受取り窓口が、オンライン申請の申請先となります。
※ 受取りまでの日数については、❻をご参照ください。申請内容に不備がある場合は、補正に時間を要し、受取りが遅れることがあります。
※ 電子申請後に受け取り窓口の変更はできません。

(6) 顔写真・所持人自署画像の登録
※ 顔写真は、申請画面で撮影するか、写真館などで撮影した写真データをアップロードしてください。
※ マイナアプリ以外で自撮りした場合、顔画像が左右反転することがあります。撮影前に使用するアプリの設定をご確認ください。（左右反転した写真は受付できません。）
※ 所持人自署（ご自身の署名〔サイン〕）は、白い紙に書いてマイナアプリ内で撮影するか、あらかじめ撮影した自署画像データをアップロードしてください。署名は、黒又は青の濃いインクではっきり書き、撮影時に影が入らないようにしてください。
※ 詳しくは「オンライン申請における顔写真および自署画像の注意点」をご確認ください。
↳ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page24_002222.html

(7) 申請データの提出

署名用電子証明書の暗証番号を入力し、申請データを提出する
※ 15歳未満の方は、親権者が代理提出する場合のみ電子申請が可能です。
※ 15、16、17歳の方は、本人が申請する方法〔法定代理人（親権者）が記入した旅券申請（届出）同意書の添付が必要〕と法定代理人（親権者）が代理提出する方法があります。

(8) 申請後のお知らせの確認

申請後のお知らせや申請状況は、マイナポータルの「やること」から確認してください。

【注意】 申請内容に誤りがあっても、新たな申請は行わず、マイナポータルからの補正依頼を確認するか、旅券センターにお問い合わせください。
電子申請の処理状況を確認したい場合は、マイナポータルにログインし「やること」から「処理中」を押してください。

※ 申請状況の「処理中」は、パスポートを受け取るまで表示されます。

５ 未成年者のオンライン申請

(1) 法定代理人によるマイナポータルへのログイン
法定代理人（親権者等）のマイナンバーカードでマイナポータルにログインし、「パスポート（旅券）申請」を選択してください。
※ パスポート申請では、マイナポータルでの事前の代理人設定は不要です。

(2) 子どものパスポート申請
パスポート申請の画面で「質問に答えて申請」又は「申請する手続を直接選ぶ」から、子どもの申請手続を進めてください。
※ 申請途中で、申請者（子ども）のマイナンバーカードの読み取りも必要です。

※ 法定代理人と申請者（子ども）が別戸籍の場合は、新規申請、記載事項変更、紛失等の届出と同時に行う新規申請に際し、申請者（子ども）の本籍地の市区町村窓口で、戸籍電子証明書提供用識別符号（16 桁の数字）を事前に取得する必要があります。同一戸籍の場合は、事前取得は不要です。

※ 申請後のお知らせや申請状況は、法定代理人のマイナポータルの「やること」から確認してください。
詳しい操作方法は、マイナポータルの操作マニュアルをご確認ください。
https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0225.html

６　申請内容の補正

・申請内容に不備があった場合は、マイナポータルに補正依頼が通知されます。マイナポータルにログインし、「やること」から「要訂正」を選択して、補正依頼の内容をご確認ください。
その後、「修正して再度申請」から必要な項目を修正し、再申請してください。訂正が完了するまで審査は中断されますので、速やかに対応してください。
※ 補正の際は、新たに申請を行わず、必ず「修正して再度申請」から手続を進めてください。

７　パスポートの受取り

(1) 交付予定日の案内

・パスポートの交付予定日は、審査完了後にマイナポータルで通知します。「やること」から「処理中」を選択し、通知内容をご確認ください。
・交付予定日より早く受け取れる場合がありますので、受取り前に「パスポート受取可能日検索システム（パスけん）」で受取可能日をご確認ください。

(2) 受取り時の提示書類

・パスポートの受取りには、必ず申請者本人がお越しください。受取りの際は、マイナポータルに通知される受理番号（２から始まる８桁の数字）又は受付票（ＱＲコード）をご提示ください。

(3) 手数料の納付方法

・受取り窓口で受理番号又は受付票を確認した後、「受領証」をお渡しします。手数料は、次のいずれかの方法で納付してください。

①収入印紙及び富山県手数料による納付

収入印紙と富山県手数料のレシートを「受領証」に貼付する必要があります。収入印紙の購入場所及び富山県手数料の納付場所は、下表のとおりです。

富山県旅券センター（富山本所）	旅券センター高岡支所（高岡旅券センター）
※ 収入印紙を購入できる自動販売機が旅券センター前に設置されています。 ㊟自動販売機は現金しか取り扱っていません。	※ 収入印紙を購入できる自動販売機が旅券センター高岡支所の左横に設置されています。 ㊟自動販売機は現金しか取り扱っていません。
※ 富山県手数料は、旅券センター窓口でお支払いください。	※ 富山県手数料は、オタヤ開発㈱（セリオ 5 階）でお支払いください。
※ 富山県手数料は、現金のほか、キャッシュレス決済でも納付できます。ただし、収入印紙の購入は現金のみです。 ※ 富山県手数料の納付額を事前に把握されている場合は、県ホームページから納付用バーコード付きの申請書をダウンロードし、警察署等の富山県手数料収納窓口で納付することもできます。納付額がわからない場合は、事前に納付せず、パスポートの受取り時に旅券センター窓口でご確認ください。	

②クレジットカードによる納付

マイナポータルに届く「交付予定日と手数料納付のお知らせ」に記載された専用サイトで、受取り前にクレジットカード情報を登録してください。

手数料はパスポートの受取り時に決済されます。なお、領収書は発行されません。

【重要】① 電子申請時に有効なパスポートをお持ちの方は、受け取り時に必ずパスポートを持参してください。持参されなかった場合は、新しいパスポートをお渡しできません。

② パスポートは発行日から６か月以内に受け取らなければ失効しますので（未交付失効）、お早めにお受け取りください。なお、未交付失効後５年以内に次のパスポートの申請をされる場合には、手数料が通常より高くなりますのでご注意ください。

❸　パスポートの申請に必要な書類は何ですか。

1　窓口申請に必要な書類

※　申請に必要な書類をご提示・提出いただけない場合は、申請を受け付けできません。

⑴　**一般旅券発給申請書（新規・切替）**　　**１通**　**提出**

・申請書は、旅券センターや市町村の窓口に設置してあります。

・外務省のホームページからダウンロードした申請書（以下「ダウンロード申請書」）に入力・印刷して申請することもできます。

外務省「パスポート申請書ダウンロード」ホームページ

↳ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html

【注意事項】ダウンロード申請書（２枚）は片面印刷（裏面に印刷しない）してください。

・　申請内容を機械で読み取りますので、申請書を折り曲げたり、汚したりしないでください。

⑵　**戸籍謄本（全部事項証明書）**　　**１通**　**提出**

・マイナンバーカードを利用してコンビニで戸籍を取得される場合は、**全部事項証明書**を選択してください。個人事項証明書は、受け付けできません。

・申請日前６か月以内に発行された記載事項が最新のものをご提出ください。

・記載が２頁以上にわたる戸籍謄本（全部事項証明書）の該当頁のみの提出は受け付けできません。（同一戸籍内の方が同時に申請する場合は、❽もご参照ください。）

※ 有効期間内のパスポートを切替申請する場合は、戸籍謄本の提出を省略できることがあります（❺を参照してください）。

⑶　**写真**（カラー、白黒いずれでも可）　　**１枚**　**提出**

・申請日前６か月以内に撮影された縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝のものをご提出ください。

・写真の裏面下部に氏名を記入される場合、筆圧が強すぎると、写真の表面にスジが写ってしまいますのでご注意ください。

・写真は、旅券センターの職員が申請書に貼り付けますので、申請書に貼らずに窓口にご提出ください。

※　写真の規格については、外務省ホームページの次の資料をご参照ください。

・パスポート申請用写真の規格

↳ https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/ic_photo.html

・写真の例

↳ https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf

◎ 無帽で正面を向いていること、写真に画像加工・処理を施したりしないこと、色付きや瞳の寸法・形状を変更するコンタクトレンズは使用しないこと等のほか、細かく注意事項が定められています。

・ご提出された写真の規格が外務省の基準に合わない、画質が劣る等の不具合がある場合には、写真の撮り直しをお願いすることがあります。写真館等での撮影をお勧めします。

【参考】写真の撮影場所

富山本所は、旅券センターの横（マリエとやま７階）で、写真店による撮影ができます。（参考価格４枚 2,000 円）

高岡支所は、旅券センターの横（御旅屋セリオ７階）に、証明写真機が設置されています。（参考価

格 ６枚1,000円）

※　証明写真機で撮影する場合は、画像加工・補正機能を使用しないでください。

⑷　**本人確認書類（有効期間内の原本）**　　**１点又は２点**　提示（又は提出）

・１点でよい書類と２点必要な書類がありますので、「パスポート申請時の必要書類、注意事項など」をご参照ください。

↳ 富山県／パスポート申請時の必要書類、注意事項など

・有効期間内の**原本**の提示（提出）が必要です（コピーは認められません。）。

※ 本人確認書類として印鑑登録証明書を提出される場合は、登録印（**実印**）もご持参ください。

⑸　**前回発給を受けたパスポート**　　提示

・有効期間内のパスポートをお持ちの方は、申請時に必ずご持参ください。切替申請等では、確認できない場合、申請を受け付けられません。申請時に確認後、お返ししますので、新しいパスポートの受取り時にも必ずご持参ください。

・有効期間が切れたパスポートも、最後に発給を受けたもの（旧姓で取得したものを含む。）がお手元にあればご持参ください。お手元にない場合でも、新規申請できます。

⑹　**住民票（原本）**　　**１通**　提出（※提出を省略できる場合があります。）

・富山県内に住民登録がある方は、原則として住民票の提出は不要です。ただし、申請当日に住民登録を異動した場合は、提出が必要になることがあります。

・富山県外に住民登録があり、富山県で居所申請をする方は、住民票の提出が必要です（❹参照）。

※ 住民票を提出する場合は、申請日前６か月以内に発行された、記載事項が最新で、個人番号の記載がないものをご用意ください。

２　申請書の記入方法

申請書の記入方法については、「記入例とご注意」を参照してください。

↳ http://www.pref.toyama.jp/documents/9624/pa050327.pdf

・申請書表面（ダウンロード申請書の１枚目）の「所持人自署」欄と「刑罰等関係」欄は原則として申請者本人が記入してください。

・未就学児等で本人が署名できない場合は、法定代理人等が代筆できます（❿参照）。また、未成年者の「刑罰等関係」欄は、親権者が記入することもできます。

【申請後の注意事項】

・申請された後は、原則として申請を取り下げることができません。

・申請受理時にお渡しする「一般旅券申請受理票（引換書）」に書かれた「お渡し予定日」以降、できるだけ早くお受け取りください。（発行日から６か月以内に受け取られなかった場合には、そのパスポートが失効するだけでなく、失効後５年以内に再びパスポートの申請をした場合は、通常より高い手数料が必要になります。）

・**パスポートの受け取りは年齢に関係なく必ず申請者本人がお越しください。**（代理人の方が受け取ることはできません。）

❹　富山県外に住民登録をしていますが、富山県で申請できますか。

住民票が他の都道府県にあっても、富山県内に継続(きょうしょくしんせい)して居住している学生や長期出張者等、一定の条件を満たす方は、富山県でパスポートの申請（**居所申請**）ができます。

また、県外の自宅から県内の学校に通学している学生や、海外からの一時帰国者等も申請できる場合があります。

※ 窓口申請の場合は、必ず申請者本人がお越しください（代理提出はできません）。
※ 通勤・通学のため富山県内に継続して居住している方は、オンライン申請も可能です（❷参照）。

● 窓口での居所申請に必要な書類

⑴ 居所申請申出書　　１通　提出（申請用紙は、申請時に窓口でお渡ししてご記入いただいていますが、富山県のホームページからダウンロードすることもできます。）

⑵ ❸の１「窓口申請に必要な書類」の⑴から⑸までの書類を提出又は提示してください。

⑶ 住民票　　１通　提出

申請日前６か月以内に発行された、記載事項が最新で、個人番号（マイナンバー）の記載がないものをご用意ください。本籍や転居等の履歴の記載がない広域交付住民票でも差し支えありません。ただし、一時帰国者の方は住民票の提出は不要です。

⑷ 申請者の居所が確認できる書類

一時帰国者　　⒜～⒡までのうちのいずれか１点。

⒜ 有効な査証又は滞在許可証
⒝ 外国人登録証
⒞ 永住証明書
⒟ 再入国許可証
⒠ その他在留国政府が発行した書類であって、申請者が当該国において外国人（日本人）として中長期間在留していることを証する文書
⒡ ⒜から⒠のいずれも提示できない場合は戸籍の附票（現在の居住国が登録されているもの）

船員　　⒜、⒝のいずれか１点。

⒜ 船員手帳（船員であることが確認できるもの）
⒝ 居所（停泊地）を証明する船長の証明書（船名、船長名、停泊場所、停泊期間、所属会社の名称及び連絡先が記載されているもの）　又は、所属会社等の証明書（所属会社等の名称・連絡先、居所での居住期間及び居所が明記されたもの）

学生、長期出張者、季節労働者等　　⒜～⒡のうちいずれか１点。

※　学生の方は、⒜～⒡のうちいずれか１点のほか、学生証又は在学証明書も提示してください。

⒜ 居所の賃貸契約書（契約者が申請者であるもの）
⒝ 郵便物等
【注意事項】申請者の氏名及び居所の住所（部屋番号を含む。）が記載され、６か月以内に届いたことが確認できる最新のもの
⒞ 居所の記載のある官公庁発行の被災・罹災証明書

⑷　公共料金請求書

【注意事項】請求の宛先が申請者であり、居所の住所が部屋番号まで省略せずに書いてあり、６か月以内に発行されたことが確認できる最新のもの

⑸　在職証明書（指定の書式はありませんが、所属会社の代表者等が作成、押印したもので、少なくとも申請者の氏名、生年月日、職業（職種）、居所、契約又は就業期間の記載のあるもの）

⑹　建築確認許可通知書の写し

（例）富山県外に住民登録があり、県内のアパート等に居住している学生は、学生証又は在学証明書と、居住を証明する書類をご提示ください。

なお、県外の自宅から富山県内の学校に通学している学生は、学生証又は在学証明書のほか、学校の所在地を確認できる書類が必要となる場合があります。

上記以外の方

旅券センターに問い合わせてください。

（注）　住民登録を富山県でしていても、県外に居住しており、居住地で申請を希望される場合は、居住地の都道府県のパスポート（旅券）事務所にお問い合わせください。

❺ パスポートを更新するにはどうすればいいですか。

1　パスポートの切替申請

パスポートの残りの有効期間が１年未満になった場合や、査証欄の余白が見開き３頁以下になった場合などは、切替申請ができます。

新しいパスポートの有効期間は、18 歳以上の方は 10 年、18 歳未満の方は５年です。ただし、査証欄の余白が見開き３頁以下となった 18 歳以上の方は、現在のパスポートと有効期間満了日が同じ「残存有効期間同一旅券」を申請することもできます（⓮参照）。

【切替申請の注意事項】

・申請時に有効なパスポートを必ずご持参ください。窓口で確認後にお返ししますので、新しいパスポートの受取り時にも必ずご持参ください。
・切替申請により旅券番号は変わります。新しい旅券番号は、受取り前にお伝えすることはできません。
・現在のパスポートは、新しいパスポートの受取り時に失効します。残りの有効期間は、新しいパスポートに加算されません。
・現在のパスポートをお手元に残すことを希望される場合は、ＶＯＩＤ（失効）処理をした上でお返しします。

2　切替申請に必要な書類

申請に必要な書類は、❸の１「窓口申請に必要な書類」を参照してください。

有効なパスポートの記載事項（氏名〔フリガナを含む。〕、性別、本籍の都道府県名等）に変更がない方は、原則として戸籍謄本（全部事項証明書）の提出を省略できます。ただし、次の場合は、戸籍謄本の提出が必要になることがあります。

⑴ 未成年者で、親権者の確認等が必要な方
⑵ 新たに別名併記等の記載又は削除を希望する方

※ 電子申請の場合は、原則として戸籍謄本の提出は不要です。

【注意事項】

・申請書の氏名欄は、戸籍謄本に記載されたとおりに記入してください（例：戸籍上の「渡邊」を「渡辺」と略して記入することはできません）。
・本籍欄は、都道府県名だけでなく、市区町村以下の地番まで正確に記入してください。

❻ 旅券センターの申請受付時間とパスポート取得までの日数はどのくらいかかりますか。

1　申請受付時間

申請の受付は**月曜日から金曜日まで**で、受付時間は**富山本所が 9 時～16 時 30 分、高岡支所が 10 時～16 時 30 分です。**

※ 土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始(12 月 29 日～１月３日)は申請できません。

2　パスポート取得までの日数

※ パスポートの受取りには、必ず申請者本人がお越しください。(代理人は受け取れません。)

(1) 窓口申請の場合

申請日を含め、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始を除いて、富山本所は９日目、 高岡支所は 11 日目から受取りができます。

〈例〉 ※ 下記のカレンダーの〇数字は申請日から、土日祝休日等を除いて〇日目を表しています。

	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月(祝)	火	水	木	金	土	日	月	火	水
富山本所	●申請①	②	③	④	⑤			⑥	⑦	⑧	○交付⑨													
高岡支所	●申請①	②	③	④	⑤			⑥	⑦	⑧	⑨	⑩				○交付⑪								

(2) オンライン申請の場合

オンライン申請でも、申請内容に不備がなければ、窓口申請と同じ日数で受け取れる場合があります。ただし、顔写真や所持人自署の画像等に不備がある場合は、補正に時間を要し、受取りが遅れることがあります。

交付予定日はマイナポータルで通知しますので、ご確認ください。

【留意事項】

- **パスポートの交付可能日が予定日より早まる場合や、輸送事情等により遅れる場合があります。**

 実際にパスポートを受け取れる日は、「パスポート受取可能日検索システム（パスけん）」でご確認ください。

 https://www.epassport.ezairyu.mofa.go.jp/RP/sr?cs=1600

- **お急ぎの方は、交付までの日数が短い富山県旅券センター（富山本所）での窓口申請をご検討ください。**

❼ 代理人が申請書を提出してもよいですか。

1　代理提出が認められない場合

窓口申請では、代理人が申請書を提出することもできます。ただし、次の場合は代理提出できません。

・居所（きょしょ）申請
・有効なパスポートを紛失・盗難・焼失した場合の届出及びこれに伴う新規申請
・パスポートが著しく損傷した場合の申請
・申請書表面の「刑罰等関係」欄の「はい」に該当する方の申請
・初めて非ヘボン式ローマ字表記や別名併記を希望する方の申請

※ その他、特別な事情がある場合も代理提出できないことがありますので、事前に旅券センターへお問い合わせください。

2　代理提出する場合の注意事項

代理提出する場合は、次の点にご注意ください。

⑴ 申請書表面の「所持人自署欄」には、原則として**申請者本人の署名**が必要です。

⑵ 申請書表面の「刑罰等関係」欄には、**申請者本人が記入**してください。ただし、**未成年者の場合は、親権者が記入する**こともできます。

⑶ 申請者が未成年者の場合は、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、**親権者等が署名**してください。

⑷ 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」は、点線より上の「申請者記入」欄を**申請者本人**が、点線より下の「引受人記入」欄を代理人が、それぞれ自筆で記入してください。ただし、未成年者の申請を法定代理人（親権者等）が代理提出する場合は、記入不要です。

⑸ 申請の際には、**申請者本人と代理人の両方の本人確認書類（原本）**が必要です（❸の１⑷参照）。

★　代理提出する場合は、事前に申請書を入手し、必要事項を記入した上でご提出ください。記入漏れがある場合は、申請を受け付けられません。

★　パスポートの受取りには、年齢に関係なく必ず申請者本人がお越しください。代理人は、申請時に渡される「一般旅券申請受理票（引換書）」を申請者にお渡しください。

❽　家族で申請する場合は、戸籍謄本は人数分が必要ですか。

同一戸籍内のご家族が同時に窓口申請する場合は、申請者全員が記載された戸籍謄本（全部事項証明書）１通で申請できます。ただし、別々の日時に申請する場合は、それぞれ１通ずつ必要です。

【注意事項】

・戸籍謄本は、申請日前６か月以内に発行されたものをご用意ください。
・戸籍謄本が複数頁にわたる場合は、すべての頁が必要です。戸籍抄本（個人事項証明書）は使用できません。

❾ 未成年者が申請する場合の注意点は何ですか。

1　未成年者が申請可能な旅券

未成年者は、５年旅券のみ申請できます。（10 年旅券は申請できません。）

2　親権者又は後見人の署名

未成年者が申請する場合は、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、親権者又は後見人の署名が必要です。

【親権についての注意事項】

・父母の双方が親権者の場合は、父又は母のいずれか一方が署名してください。
・親権者が父母の一方に定められている場合は、その親権者が署名してください。
・親権者又は後見人以外の方が、代わりに署名することはできません。

3　法定代理人が遠隔地にいる場合の手続

親権者等の法定代理人が国外又は遠隔地にいる場合は､法定代理人が署名した｢旅券申請同意書」の提出に代えることができます。この場合、申請書裏面の「法定代理人署名」欄は空白としてください。

旅券申請同意書は、旅券センターで入手するほか、富山県のホームページからダウンロードできます。

令和　年　月　日

外務大臣殿

法定代理人
署　名
住　所
連絡先

旅　券　申　請　同　意　書

（ 続柄 ）　　（ 子の氏名 ）
私の　　である　　が一般旅券発給申請をすることに同意します。

※法定代理人の方が下線部を全て直筆で記入してください。
※法定代理人の署名は、親権が父母にある場合、母（父）が父（母）の名前を書くと無効になります。

★　申請書を代理提出する場合は、事前に必要事項を記入してください（❼参照)。本人が署名できない場合の代筆については、❿を参照してください。

★　申請時には、申請者本人の本人確認書類（原本）が必要です。中学生以下で本人確認書類がそろわない場合は、親権者の本人確認書類もご持参ください（❸の１⑷参照)。

⑩ 所持人自署欄に自分でサインができない場合、代筆してもよいですか。

1　代筆できる場合

「所持人自署」欄は、原則として申請者本人が署名してください。小学生以上の方は、漢字が書けない場合でも、ひらがなで本人が署名してください。ただし、未就学児や身体に障害がある方等で、本人が署名できない場合は、次の順位で代筆することができます。

⑴　申請者の法定代理人（親権者、後見人）
⑵　申請者の配偶者
⑶　⑴、⑵の方がいない場合は、申請者の海外渡航に同行する方（付添人）

※ 未就学児でも、本人が署名できる場合は、本人が署名して差し支えありません。
※ 身体の障害等により本人が署名できない場合は、事前に旅券センターへお問い合わせください。

2　代筆の方法

申請書表面の「所持人自署」欄の点線より上に申請者の氏名を、点線より下に代筆者の氏名と申請者との関係を、日本語又は英語で記入してください。

英語で記入する場合	日本語で記入する場合
神　通　太　郎　←名義人（申請者）の名前 By Yukio Jinzu(Father)　←代筆者の名前・申請者との関係 by Yukio Jinzu（Father） by E. JINZU（Mother） by Y. JINZU（Guardian） by T. TOYAMA（Husband） by Hanako Toyama（Wife） by J. KUROBE（Attendant） by J. Smith（Father） ※　英語で署名する場合、名前をイニシャルにしても差し支えありません。	神　通　太　郎 神通幸雄（父）代筆 神通幸雄（父）代筆 神通恵美子（母）代筆 神通幸雄（後見人）代筆 富山太郎（夫）代筆 富山花子（妻）代筆 黒部次郎（付添人）代筆 スミスジョン（父）代筆

【注意事項】
申請書を代理提出する場合、申請者本人が「申請書類等提出委任申出書」の申請者記入欄を記入できないときは、「所持人自署」欄を代筆した方が記入してください。ただし、**未成年者の申請を法定代理人が代理提出する場合は、委任申出書の記入は不要です（❼参照）。**

⓫　パスポートは代理人でも受け取れますか。

1　本人による受取り

パスポートの受取りには、年齢に関係なく必ず申請者本人がお越しください。（代理人は受け取れません。）

※　申請者が乳幼児等の場合は、親権者の方が窓口まで連れてきてください。

※　申請時に有効なパスポートをお持ちだった方は、新しいパスポートの受取り時に必ずご持参ください（申請後に有効期間が満了した場合も含みます）。

2　パスポートの受取り時間

パスポートの受取りは、次のとおりです。（土曜日、祝休日と年末年始(12/29～1/3)は、受取りができません。）

富山県旅券センター（富山本所）	旅券センター高岡支所（高岡旅券センター）
月・水・金・日曜日　9時～16時30分 火・木曜日　9時～19時	月・火・水・木・金・日曜日　10時～17時30分

※　パスポートは申請した窓口でお受け取りください。

3　受取りに必要なもの

(1) 窓口申請の場合

申請時にお渡しする「一般旅券申請受理票（引換書）」をご持参ください。

(2) オンライン申請の場合

マイナポータルに通知される受理番号又は受付票（ＱＲコード）をご提示ください。マイナンバーカードの提示でも差し支えありません。

(3) 手数料

パスポートの受取り時に、所定の手数料が必要です。オンライン申請の場合は、クレジットカードによる納付もできます（❷参照）。

＜手数料表＞

申請時の年齢	旅券の種類	電子申請	窓口申請
18 歳以上	10 年間有効旅券	8,900 円	9,300 円
	残存有効期間同一旅券	5,400円	5,800円
18歳未満	5年間有効旅券	4,400円	4,800円

＜手数料の内訳＞

収入印紙：10 年用　7,000 円／５年用　2,500 円／残存有効期間同一　3,500 円

富山県手数料：電子申請　1,900 円／窓口申請　2,300 円

※ 令和８年６月 30 日以前に申請した方は、改定前の手数料となります。

【注意事項】

・パスポートは発行日から６か月以内に受け取ってください。期限までに受け取らなかった場合は失効し、その後５年以内に再度申請すると、通常より高い手数料が必要になります。

⓬ パスポートをなくしたり、損傷した場合は、どうすればいいですか。

1　パスポートを紛失、盗難、焼失した場合

有効期間内のパスポートを紛失、盗難、焼失した場合は、「紛失一般旅券等届出書」の届出が必要です。

※ 紛失等の届出は、オンラインでも行うことができます（❷参照）。

⑴ 注意事項

・届出は、原則としてパスポート名義人本人が行ってください。

・この届出により、紛失等したパスポートは失効しますので、その後に発見されても使用することはできません。

⑵ 届出に必要な書類等

①窓口での届出

ア　紛失一般旅券等届出書（窓口に備え付けてあります）　１通　提出

※　外務省のホームページからダウンロードすることもできます。

イ　写真（パスポート用）　１枚　提出　（❸の１⑶参照）

ウ　パスポートの紛失又は焼失を立証する書類　１通　提出

○ 紛失、盗難の場合　警察の発行する遺失届出証明書又は盗難届出証明書

（警察への遺失届は、窓口・電話・オンラインの方法で行うことができます。盗難にあった場合は、警察にご相談ください。）

※ 証明書の入手が難しい場合は、警察の届出番号（受理番号）と紛失等の経緯を、届出書の「紛失等の経緯」欄に記入してください。

※ 自宅での紛失など、警察への遺失届の対象とならない場合は、紛失等の経緯を、届出書に記入してください。事情説明書等の追加資料は不要です。

○ 焼失の場合　消防署又は市町村の発行する罹災証明書

※ 上記の立証書類の入手が困難な場合は、その理由を記載した事情説明書を提出してください。

エ 本人確認書類

運転免許証等、新規発給申請の本人確認と同様（❸の１の⑷参照）

※　未成年者は親権者の同意（署名）が必要です。

②オンラインでの届出

ア　マイナンバーカード

イ　マイナアプリに対応したスマートフォン

ウ　紛失等の状況に応じた確認資料（紛失・盗難の場合は警察への届出受理番号等、焼失の場合は罹災証明書等）

⑶ 紛失等の届出に伴う新規申請

・紛失等の届出と同時に、新しいパスポートを申請することができます。窓口申請の場合の必要書類は、❸の１「窓口申請に必要な書類」を参照してください（⑸「前回発給を受けたパスポート」を除きます）。オンライン申請の手順については、❷を参照してください。

・窓口で紛失等の届出と同時に新規申請した場合、受取りまでの日数は、申請日を含め、土・日・祝休日及び年末年始を除いて、富山本所は９日目、 高岡支所は11 日目となります。オンライン申

請の場合は、マイナポータルに通知される交付予定日をご確認ください。
・新しく発行されるパスポートの旅券番号は、失効したパスポートの旅券番号と異なります。

2　パスポートを損傷した場合

⑴　損傷したパスポートを使用すると、出入国時にトラブルとなるおそれがありますので、**切替申請**をしてください（❺参照）。

⑵　氏名等が判別できないなど、著しく損傷している場合は、紛失時と同様の手続が必要になりますので、旅券センターにお問い合わせください。

※　損傷したパスポートの切替申請は、オンライン申請できません。

⓭ パスポートの取得後に、氏名、本籍、住所が変わった場合に手続は必要ですか。

1 氏名や本籍などが変わった場合

婚姻等により、パスポート記載事項（氏名〔フリガナを含む。〕、本籍の都道府県名、生年月日、性別）に変更が生じた場合は、訂正新規申請又は残存有効期間同一旅券申請の手続が必要です。ただし、18歳未満の方は、訂正新規申請のみとなります。

・いずれの申請の場合も現在の有効なパスポートは、申請時に提示し、新しいパスポートを受け取る時に返納していただきます。（申請時も交付時もパスポートをご持参ください。）

・いずれの場合も新しいパスポートが発行されて旅券番号が変わりますので、ご注意ください。
なお、返納されたパスポートはＶＯＩＤ（失効）処理をした上でお渡しすることもできます。

・住所のみが変わった場合や、本籍を同一都道府県内で変更した場合は、手続は不要です。ただし、氏名等の記載事項に変更があった場合は、手続が必要です。

※ 以下の表は、窓口申請の場合です。

<table>
<tr><th></th><th>訂正新規申請</th><th>残存有効期間同一旅券申請（18歳以上のみ）</th></tr>
<tr><td>内容</td><td>新たに有効期間が10年（18歳以上）又は5年（18歳未満）のパスポートが発行されます（返納するパスポートの残りの有効期間は失効します）。</td><td>現在お持ちのパスポートと有効期間満了日が同一のパスポートが発行されます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請に必要な書類</td><td>① 一般旅券発給申請書（新規・切替）
1通 提出</td><td>① 一般旅券発給申請書（残存期間同一用）
1通 提出</td></tr>
<tr><td colspan="2">【以下は共通】
② 有効なパスポート 提示
※ 申請時に内容を確認後、お返ししますので、新しいパスポートを受け取る時にお持ちいただき、返納していただきます。（失効処理後、お返しします。）
③ 戸籍謄本 1通 提出
【注意事項】申請日前６か月以内に発行され、パスポート記載の氏名、本籍等から現在の氏名、本籍等に変わった経緯が分かるものを提出してください。
④ 写真 1枚 提出 （❸の1⑶を参照してください。）</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>10年用 9,300円
5年用 4,800円</td><td>18歳以上 5,800円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td colspan="2">申請者の「所持人自署」欄は、原則として申請者本人が署名し、「刑罰等関係」欄も記入してください。
申請書を代理提出する場合は、事前に申請書を入手し、「申請書類等提出委任申出書」等の必要事項を記入したうえで、申請に必要な書類と代理人の本人確認書類（原本）をご持参ください（❼参照）。</td></tr>
<tr><td></td><td>（注）残存有効期間同一旅券の申請書は、旅券センターに設置しています。
市町村の窓口にはありませんが、外務省のホームページからダウンロードすることもできます。</td></tr>
</table>

※ オンライン申請の場合は、原則として戸籍謄本の提出は不要です。申請手順は❷、手数料は⓫を参照してください。

2 現住所のみが変わった場合

現住所のみが変わった場合は、パスポートの変更手続は不要です。

⑴ 2020年（令和2年）2月3日以前に申請したパスポートは、裏表紙の「所持人記入欄」に記入した住所を二重線で消し、余白に新しい住所を記入できます。

⑵ 2020年（令和2年）2月4日以降に申請したパスポートには、「所持人記入欄」はなく、緊急連

絡先を記入する欄のみとなっています。

※ 「所持人記入欄」以外のページに住所等を記入しないでください。また、修正液や修正テープは使用しないでください。

⓮ パスポートのビザを貼るページが少なくなった場合は、どうすればいいですか。

現在のパスポートの査証欄の余白が見開き３頁以下になった場合は、切替申請ができます。
また、18 歳以上の方は、残存有効期間同一旅券を申請することもできます。

※ 以下の表は、窓口申請の場合です。

<table>
<tr><th></th><th>切替申請</th><th>残存有効期間同一旅券の申請</th></tr>
<tr><td>内容</td><td>新たに有効期間が 10 年（18 歳以上）又は 5 年（18 歳未満）のパスポートが発行されます（返納するパスポートの残りの有効期間は失効します）。</td><td>現在お持ちのパスポートと有効期間満了日が同一のパスポートが発行されます（18 歳以上のみ）。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申請に必要な書類</td><td>① 一般旅券発給申請書（新規・切替）
１通 提出</td><td>① 一般旅券発給申請書（残存期間同一用）
１通 提出</td></tr>
<tr><td colspan="2">【以下は共通】
② 有効なパスポート 提示
※ 申請時は内容を確認後、お返しします。新しいパスポートを受け取る時に有効なパスポートを返納していただきます。
③ 写真 １枚 提出 （❸の 1⑶を参照してください。）</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>10 年用 9,300 円
5 年用 4,800 円</td><td>18 歳以上 5,800 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td colspan="2">申請者の「所持人自署」欄は、原則として申請者本人が署名し、「刑罰等関係」欄も記入してください。
申請書を代理提出する場合は、事前に申請書を入手し、必要事項を記入したうえで、申請に必要な書類と代理人の本人確認書類（原本）をご持参ください（❼参照）。</td></tr>
<tr><td></td><td>（注）残存有効期間同一旅券の申請書は、旅券センターに設置しています。
市町村の窓口にはありませんが、外務省のホームページからダウンロードすることもできます。</td></tr>
</table>

※ オンライン申請の手順は❷、手数料は⓫を参照してください。
※ 令和５年３月 27 日から、査証欄の増補制度（お手持ちのパスポートに査証欄を追加する制度）は廃止されました。

⓯　旅券名義人が死亡したのですが、パスポートはどうすればいいですか。

旅券名義人が死亡した場合は、ご家族等が、亡くなられた方のパスポートと、死亡の事実を確認できる書類（戸籍謄本、死亡診断書等）を旅券センターにご持参の上、返納してください。

なお、ご家族等がパスポートの返却を希望される場合は、ＶＯＩＤ（失効）処理をした上でお返しします。